

開成学園ペン剣マーク使用ガイドライン

1. 目的

本ガイドラインは、本校のペン剣マーク(以下「ペン剣」という)が学校の理念・歴史・信用を象徴する重要な資産であることを踏まえ、その使用について一定の秩序と統一的な判断基準を設けることを目的とします。

従来の不明確な運用を見直し、不適切な使用を防止するための最低限のルールを明確にします。

2. 基本方針等

- ① ペン剣使用にあたっては、必ず事前に学校へ申請してください。
- ② ペン剣使用の申請を受けた場合は、内容を確認の上、基本的に承認します。
- ③ ただし、次のいずれかに該当する場合は、承認しません。

3. ペン剣使用を認めない場合

(1)ペン剣を使用して金銭的利益を得ることを目的とするもの

- ① ペン剣を付した物品・サービスを販売し、利益を得ることを目的とする場合
- ② 利益が個人、役員、特定の団体に帰属する仕組みとなっている場合
- ③ ペン剣を商業的・広告的に利用する場合

(2)使用目的・内容が学校として適切であると認められないもの

- ① 学校の名誉、信用、品位を損なうおそれがあるもの
- ② 公序良俗に反する、またはそのおそれがあるもの
- ③ 学校が内容・使用態様を把握できない活動に用いられるもの
- ④ 学校の公式見解・公式事業であるかのような誤解を与えるもの
- ⑤ ペン剣を歪めたり、変形させたり、背景と重なってマークが不明確だったりするもの

<ご参考>

1. ペン剣使用が認められる主な例

(1)非営利目的での使用

- ① 利益を出さない記念品・応援グッズ
- ② 利益が生じた場合でも、全額を学校・部活動・寄付等に充てるもの

(2)学校関係者による使用

- ① 在校生・卒業生・保護者・教職員による部活動・運動会・文化祭等の活動に関わるもの、記念品等
- ② 父母と先生の会・開成会の販売用グッズ等

2. ペン剣使用が認められない主な例

- ① ペン剣付き物品を一般に販売する行為
- ② 収益を積み立て、個人・団体の活動資金とするもの
- ③ ペン剣を使用したスポンサー募集・広告行為
- ④ 学校が関与していない外部活動への利用